

「乾燥設備作業主任者技能講習」開催のご案内

—Web(ネット)でも申し込みができるようになりました—

主催 岐阜労働局長登録教習機関
公益社団法人 岐阜県労働基準協会連合会

登録番号:第129号
登録有効期間満了日:令和10年3月24日

熱源を用いて、物を加熱乾燥する加熱室及び乾燥機の設備で内容積が一定以上のもの、また使用する熱源を一定量以上超えて使用する場合は、作業主任者を選任し、その者に労働者の指揮その他必要な事項を行わせなければならないことになっています。

1)講習期日と会場・定員・申込受付期間

| 講習期日 | 会場 | 定員 | 申込受付期間 |
|------------------------------|---------------------------------|-----|--|
| 令和5年 11月1日(水) 11月2日(木) | 大垣市職業訓練センター (大垣市西大外羽1-226-1) | 70名 | 令和5年6月1日(木)～10月11日(水) (Webによる申込みは令和5年10月18日 までに完了してください) |

注1:定員になり次第締切りますので、まずお電話で空き状況をご確認のうえ申込手続きをお願いします。

注2:講習時間は、7)をご参照ください。なお受付時間は8:10～8:30です。遅刻・早退は修了できません。

注3:申込受付開始期日は厳守してください。

注4:新型コロナウイルス感染防止のため、発熱等風邪症状がある場合は受講の見合わせをお願いします。
各自で咳エチケットや感染防止対策にご留意をお願いします。

注5:講習当日は各自筆記用具を持参してください。(受講票は受講日の2週間前に発送・発信いたします。
Web申込みの方はメールで届く受講票の画像または印刷したものを講習当日の受付で提示してください。)

注6:受講票発行後の受講者変更やキャンセル等の諸手続きは(公社)岐阜県労働基準協会連合会へご連絡
ください。

2)受講料

1名につき 8,800円 テキスト代 1,650円 合計 10,450円(消費税10%含む)

※但し労働基準協会会員にはテキスト代より1,500円補助します。

※テキスト改訂に伴う価格の変更が発生する場合がございます。

※テキストは講習会の初日、会場にてお渡しします。

注:受講料は講習開催日の3営業日前までに納めてください。

3)受講資格 (労働安全衛生規則第79条別表6による)

- (1) 乾燥設備の取り扱いの作業経験を5年以上有する者
- (2) 大学・高専において理科系の正規の学科を専攻し卒業した後、乾燥設備の設計、制作、検査又は取扱いの作業経験を1年以上有する者
- (3) 高等学校において理科系の正規の学科を専攻し卒業した後、乾燥設備の設計、制作、検査又は取扱いの作業経験を2年以上有する者
- (4) その他厚生労働大臣が定める者(現行では該当する定めはありません)

※別記の受講資格証明書に必要事項を必ず記入してください。作業経験の不足や不明確な場合は、受講申込は受付できません。なお、上記(2)(3)に該当する方は必要書類を受講申込書裏面に添付してください。

4) 申込方法

受講申込書に、写真1枚(申請前6ヶ月以内に撮影した上三分身、正面脱帽、背景無地、縦3.0cm×横2.5cm)、本人確認用の運転免許証又は健康保険証の写し(表裏)と受講料を添えて、6)申込先のいずれかに申込みください。なお、受講料をご送金される場合は、現金書留もしくは銀行振込にてお願いします。(振込み手数料は振込人負担でお願いします。)

また、ご都合で受講を取り止められる場合は、開催日の3営業日前までにご連絡をお願いします。期日までに連絡がないときは受講料をお返しできません。

※ Web(ネット)申込は岐阜県労働基準協会連合会HP:各種講習・教育→技能講習→乾燥設備作業主任者のページからログインしてください。

5) お問合せ・受講申込みは…

| 協会名 | 所在地・電話・FAX | 銀行振込の場合 |
|-------------------|---|---|
| (公社)岐阜県労働基準協会連合会 | 〒501-6133 岐阜市日置江4-48 TEL058-270-0380 FAX058-270-0388 | (公社)岐阜県労働基準協会連合会 |
| (一社)岐阜労働基準協会 | 〒500-8152 岐阜市入舟町3-10 TEL058-246-0863 FAX058-247-4866 | ・十六銀行 梅林支店 普通預金 0333551 |
| (一社)大垣労働基準協会 | 〒503-0803 大垣市小野4-35-10 大垣市情報工房4F TEL0584-73-2272 FAX0584-73-2257 | ・大垣共立銀行 岐阜支店 普通預金 1099594 |
| (一社)飛騨地区労働基準協会連合会 | 〒506-0025 高山市天満町4-70 ア・ラックスビル2F TEL0577-32-2453 FAX0577-36-0350 | ・大垣共立銀行 岐阜支店 普通預金 1099594 |
| 東濃労働基準協会 | 〒509-5127 土岐市土岐ケ丘2-12-1 ききょうの丘健診プラザ内 TEL0572-56-1988 FAX0572-56-2002 | ◎振込先は、申込書利用、 Web申込とも共通です。 |
| 中濃労働基準協会 | 〒501-3874 関市平和通6-11-1 ワーク・プラザ関1F TEL0575-24-1806 FAX0575-24-1846 | ☆労働基準協会員の申込 (Web以外)は必ず所属 労働基準協会をお願いします。 |
| 恵那労働基準協会 | 〒509-7201 恵那市大井町2087-276 恵那建設会館2F TEL0573-26-1920 FAX0573-26-1921 | |
| 岐阜八幡労働基準協会 | 〒501-4221 郡上市八幡町小野3-2 明鳳ビル2F TEL0575-65-5908 FAX0575-65-5824 | |

6) 修了証の交付 講習の全科目を修め、修了試験に合格した者に当日修了証を交付します。

7) 講習科目及び講習時間

| 講習科目 | 範囲 | 講義時間 |
|---------------------------------|---|-------------------------|
| 関係法令 | 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項 | 第一日目 8:30～ 10:40 |
| 乾燥設備及びその付属設備の構造及び取扱いに関する知識 | 乾燥設備の種類及び構造、熱源の概要、加熱装置の種類、構造及び取扱い、換気装置、温度調節装置、安全装置その他の付属設備の構造、機能及び取扱い | 第一日目 10:50～ 15:45 |
| 乾燥設備、その付属設備等の点検整備及び異常時の処置に関する知識 | 乾燥設備の構造部分、加熱装置及び換気装置、温度調節装置、温度測定装置、安全装置その他の付属設備の点検整備及び異常時における応急措置、乾燥設備の設置場所等の点検整備 | 第一日目 15:55～ 18:00 |
| 乾燥作業の管理に関する知識 | 熱源の危険性、乾燥物の性状及び危険性、乾燥の方法、乾燥後の処置、爆発、火災、中毒等の防止、作業標準、可燃性ガス等の検知の方法、保護具、消火及び救急の方法 | 第二日目 8:30～ 10:40 |
| | 修了試験 | 第二日目 10:50～ 16:50 |
| | | 17:00～ 18:00 |

個人情報の取扱いに関する事項(提出いただく情報の取扱いについては、下記の事項を確認のうえお申し込みください。)

※ ご提出いただきました個人及び企業・団体に関する情報は、当会が責任を持って管理し、①名簿の作成②修了証の発行③修了証の再発行のための台帳作成 ④受講料等の入金確認等、申込みいただきました講習会の適正な運営のため以外には使用いたしません。

受講No.

乾燥設備作業主任者技能講習受講申込書

会場・開催日 大垣市職業訓練センター
令和5年11月1・2日

| | | | | |
|------|------------|---------------|------------|--|
| 事業所名 | | | | |
| 所在地 | 〒 - | | | |
| 連絡者名 | 部 課 フリガナ氏名 | 電話番号 | () - 内線 | |
| 受講者 | フリガナ氏名 | (旧姓氏名または通称) | | 写真欄 写真の裏に氏名を記入のこと サイズ 3.0cm×2.5cm |
| | 生年月日 | 西暦 年 月 日 | 携帯電話番号 - - | |
| | 現住所 | 〒 - | | |
| 受講料 | 会員 円 | 銀行振込 (月 日予定) | 非会員 | |

※ 技能講習修了証等における旧姓(通称)の併記について
労働安全衛生規則に基づく様式が改正され、令和4年4月1日より技能講習修了証の氏名欄に、旧姓を使用した氏名及び通称を併記できることとなりました。旧姓等の併記を希望する方は、戸籍謄本、旧姓(通称)を併記した住民票、運転免許証等いずれかの証明書を添付してください。

受講資格証明

| | |
|---------------------|--|
| 職種 (該当の職種を○で囲む) | 1.乾燥設備の設計 2.乾燥設備の制作 3.乾燥設備の検査 4.乾燥設備の取扱い |
| 上記の業務に従事した期間 | |
| 平成 年 月 日から | |
| 平成・令和 年 月 日まで 年 か月 | |
| 上記のとおり相違ないことを証明します。 | |
| 令和 年 月 日 | |
| 事業所在地 | |
| 事業場名称 | |
| 事業主氏名 | |
| (印) | |

事業者証明について

証明者は各事業場の代表(社長、支店長、工場長等)または社員の業務経歴を管理する者(人事部長、総務部長等)となります。必ず証明者の役職、氏名を記入のうえ、職名(事業場名と役職の入った印)を押印してください。職印がない場合は社印(事業場名の入った印)及び証明者の個人印を押印してください。

取扱い協会名

| |
|--|
| |
|--|

お願い:本人確認のため裏面添付欄に、運転免許証又は健康保険証の写し(表裏)を添付してください。

本人確認書類添付欄

| | |
|----|----|
| 表面 | 裏面 |
|----|----|

受講資格証明書類添付欄

※乾燥設備の取扱い業務が5年以上の方は必要ありません

受講資格(2)(3)に該当する方は以下のいずれかの書類をこの枠内に添付してください

1. 学校卒業証明書(原本に限る)
2. 学校卒業証書の写し
(原本を複写し、余白若しくは裏面に「原本と相違ない」との事業主の証明を受けること)